

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	休日診療対策費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	小田	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	休日診療対策費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	48 年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日の中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 休日診療及び準夜間診療の初療施設 休日診療 1日あたり5か所、午前10時～午後5時（日曜、祝日及び年末年始） 準夜間診療 1日あたり3か所、午後5時～午後9時（休日、土曜日） 2 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 3 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。 4 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。 						
経過	昭和48年7月	・1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始					
	昭和54年4月	・準夜間診療開始					
	平成4年4月	・土曜日準夜間診療の開始					
	平成12年4月	・二次救急の充実により入院施設確保の廃止					
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） <ol style="list-style-type: none"> 1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事する。 2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示する。 						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	予算額	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		決算額（26年度は見込み）	66,508	66,734	66,048	66,048	66,057	65,882
人件費等	2,541	2,443	2,616	2,541	2,478	2,495		
減価償却費			872	933	968	1,014		
【事務分担量】（%）	30	30	30	30	30	30		
合計（+ +）	69,049	69,176	69,536	69,522	69,502	69,331	68,176	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	69,049	69,176	69,536	69,522	69,502	69,331	68,176	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	休日診療受診者数	4,841	6,746	4,955	4,903	4,873	2,981	
	準夜間診療受診者数	2,472	2,902	2,506	2,558	2,365	1,479	
	休日診療電話照会数	5,919	7,511	6,065	5,952	5,947	3,743	
	準夜間診療電話照会数	3,027	3,445	3,015	3,182	2,999	1,999	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	休日及び準夜間診療業務委託料	66,056	委託料		65,822	委託料		67,703

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	休日診療平均受診者数（人）	13.8	13.5	13.8	13.7		1 診療日 1 医療機関あたり
	準夜間診療平均受診者数（人）	7.0	6.6	6.8	6.8		1 診療日 1 医療機関あたり

問題点・課題 （指標分析）	毎回1か所の小児科確保が難しい。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の固定施設14区の実

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
診療科目の充実及び実施方法のあり方について、荒川区医師会と協議していく。	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

議会 （要旨） 状況	
------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	休日歯科診療費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小田
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-02	休日歯科診療対策費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠法令等	休日歯科診療事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病者の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	歯科の救急患者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 2 対象日 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 3 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。 						
経過	昭和56年10月 ・ 1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始						
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		8,028	8,028	7,926	7,926	8,028	7,926
決算額（26年度は見込み）		8,027	8,027	7,926	7,926	8,027	7,926	8,257
人件費等		1,271	1,221	1,308	1,270	1,239	1,248	
減価償却費				436	467	484	507	
【事務分担量】（%）		15	15	15	15	15	15	
合計（+ +）		9,298	9,248	9,670	9,663	9,750	9,681	8,257
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
一般財源		9,298	9,248	9,670	9,663	9,750	9,681	8,257
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	受診者数	377	345	264	295	330	219	-
	電話照会件数	445	434	444	452	498	349	-

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	休日歯科診療業務委託料	8,027	委託料		7,926	委託料		8,153

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	休日診療平均受診者数（人）	4.2	4.6	4.2	4.3	-	1診療日あたり

（問題点・課題分析）	1診療日あたりの受診者数が増えていない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の状況 固定施設 1 2 区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	区民の利便性向上のため、チラシ・HPなどで区民周知に努める。	区民の利便性向上のために、周知方法等検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区民が急病の際の対応として必要である。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	野島	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-05	小児医療の充実				
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。						
対象者等	15歳未満の初期救急医療を必要とする患者						
内容	（荒川区小児初期救急診療所の概要） 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日(月曜日～金曜日)の19時～22時まで(準夜間の3時間) 3 対象者 15歳未満の初期救急医療を必要とする患者 受診の際には、医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階(荒川区西日暮里6-5-3)						
経過	平成14年度 都は平成18年度までに各区における平日準夜間(概ね午後5時～午後10時までの間の3時間程度)の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 平成16年度 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 平成18年度 施設開設 対象者23,829人(人口一覽表平成26年4月1日現在による) 東京都から、小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。						
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行するうえで、事業の必要性は高い。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 荒川区医師会に委託し、小児科専門医の診療により一般社団法人荒川区医師会平日準夜間小児初期救急医療センター（荒川区医師会館1階）において実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	25,058	24,904	24,978	25,073	25,167	25,073	25,754	
決算額（26年度は見込み）	23,763	23,655	23,763	24,003	24,061	24,065	25,754	
人件費等	1,271	1,221	1,308	1,440	1,404	1,414		
減価償却費			436	529	549	575		
【事務分担量】（%）	20	15	15	17	17	17		
合計（+ +）	25,034	24,876	25,507	25,972	26,014	26,054	25,754	
特定財源	国							
	都	小児初期救急医療（都補助）	3,727	3,701	3,681	3,675	3,675	3,681
	その他							
一般財源	21,307	21,175	21,826	22,297	22,339	22,379	22,073	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	受診者数	920	994	825	882	959	850	905

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	協議会運営委員謝礼	0	委託料	小児救急医療運営委託費	23,844	委託料	小児救急医療運営委託費	24,526
食糧費	協議会運営用食糧費	0	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	221	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	1,200
委託料	準夜間小児初期救急医療運営委託費	23,939	報償費	協議会運営委員謝礼	0	報償費	協議会運営委員謝礼	26
	準夜間小児初期救急医療事業運営補助金	122	需用費	協議会運営用食糧費	0	需用費	協議会運営用食糧費	2
負担金補助及び交付金								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	一日あたりの平均受診者数（人）	3.6	3.9	3.5	3.6		

（問題点・課題分析）	区内1箇所では、地域に偏りがあり受診しにくいという声も一部にあるが、現施設の利用状況や医師の確保の状況を勘案しながら判断する必要がある。
	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 千代田区、中央区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
チラシやHPなどで、区民周知を行うとともに、よりよい初期救急のあり方を検討する。	区民への周知方法や、初期救急のあり方について検討していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として欠かせない事業であり、引き続き実施する必要がある。

（議会要旨）	平成16年二定 小児初期救急診療について 平成18年二定 センターでの電話相談の実施について
--------	---

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-04	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	衛生統計調査		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	渡邊	内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-01	衛生統計調査費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	22 年度	根拠	統計法、人口動態調査令、医師法等			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
	施策	14-04	統計・調査の推進				
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。						
対象者等	人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚） 各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者、医療従事者等						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口動態調査・・・出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会及び取りまとめ、東京都へ送付。他調査 医療施設調査等（10 調査） 2 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、各医療従事者の現況を調査する。 3 医師・薬剤師・看護師及び調理師等免許の経由事務・・・医療従事者及び調理師・製菓衛生師免許の新規登録並びに籍訂正、再交付、籍のまっ消、免許証返納の申請を受理する。都庁を経由し、厚生労働大臣又は都知事が発行した免許証を申請者に交付する。 4 医療監視事務・・・医療法等に基づく届出等を受けた医療関連施設に対して、業務が法令基準に適合しているかどうか、その履行状況を踏まえ、監視指導を行う。 						
経過	<ol style="list-style-type: none"> 1 人口動態調査・・・明治5年開始、医療施設動態調査・・・昭和48年開始 2 医師、歯科医師及び薬剤師等の調査・・・昭和23年開始。 3 医師等免許経由事務・・・昭和50年より都知事から区長への委回事務、平成12年改正され区の事務となる。 4 医療監視事務・・・平成12年度、地域分権一括法により、医療法等に関わる事務が区の自治事務に位置づけられる。 <p style="text-align: center;">平成23年衛生統計調査費他3事業統合 17～22年度決算額 = 衛生統計調査事業のみ</p>						
必要性	区民の健康の向上や子育てに関係する施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。						
実施方法	（直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 国民生活基礎調査、21世紀成年者縦断調査、中高年者縦断調査及び社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施、人口動態調査等については常勤職員で実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度								
	予算額	895	381	754	723	567	412	856	
決算額（26年度は見込み）	451	341	598	400	442	242	856		
人件費等	3,288	2,567	26,039	26,574	15,283	26,181			
減価償却費			10,748	11,974	5,970	12,844			
【事務分担量】（%）	110	105	370	170	185	380			
合計（+ +）	3,739	2,908	37,385	38,948	21,695	39,267	856		
特定財源	国								
	都	衛生調査費（都支出金）	664	388	583	420	465	146	722
	その他	衛生手数料					106	213	
一般財源		3,075	2,520	36,802	38,528	21,230	39,015	-79	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	人口動態調査（件）	5,508	5,645	5,846	5,648	5,666	6,000	6,000	
	医師等の調査（隔年）（医師）	513		556		544		538	
	医師等免許経由事務	363	295	255	262	380	440	361	
	医療関係施設監視件数	76	88	106	76	71	70	80	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	調査員手当	168	需用費	調査用品等消耗品	147	需用費	調査用等消耗品	391
一般需用	調査用品等消耗品	165	報酬	調査員手当	51	役務費	調査員手当	262
役務費	郵送料	110	役務費	郵送料	43	報酬	郵送料	203
			役務費		0			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	人口動態調査（衛生統計調査）(件)	5,648	5,666	5,654	6,000	6,000	死亡者数により変動する
	国民生活基礎調査等各種調査（世帯）	99	77	44	150	150	24年度は小模調査(2地区を調査) 25年度は大規模調査(4地区を調査)
	医療施設監視指導調査(件)	7	5	7	7	7	医療法第25条に基づく計画的な立入調査(新規開設等を除く)

問題点・課題 （指標分析）	1 国民生活基礎調査など調査員による各種調査については、調査拒否やオートロック式マンションの増加等により、調査票の回収が年々減少し、それが調査員の負担増にもつながっており、効果的な調査活動が困難となっている。 2 平成18年の改正医療法で規定された管理者の責務である医療の安全を確保するための体制の整備（法第6条の10）について十分整備できていない施設が存在する。また、体制の整備の形骸化が心配される。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
25年度の調査結果を踏まえて、実施方法等を検討し、調査票回収率を上げ衛生統計調査の充実が図れるようにする。	（国民生活基礎調査） 直接本人に面談できるよう、マンションの管理会社や管理組合を通じて協力を求めていく。
新規及び変更時に医療安全の確保のための体制整備について案内をし、整備状況の確認を行う。有床診療所について医療法第25条の立入検査を実施する。	新規及び変更時に医療安全の確保のための体制整備について案内をし、整備状況の確認を行う。透析専門の診療所について医療法第25条の立入検査を実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法令等に基づき人口動態や医療施設動態を把握する調査であり、継続実施する必要がある。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974
	歯医師会補助	812		歯医師会補助	812		歯医師会補助	812
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649
	歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125
	食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	医師会会員数	231	229	236	236	-	会員施設数144/全施設数174 (加入率83%)
	歯科医師会会員数	115	112	109	109	-	会員施設数86/全施設数148 (加入率58%)
	薬剤師会会員数	169	141	140	140	-	会員施設数93/全施設数112 (加入率83%)

（問題点・課題分析）	
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）
（状況の実）	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、引き続き補助する必要がある。

（議会要旨）	
--------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-06	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	動物愛護管理推進事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	日下	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		02-01-01	動物愛護管理推進事業				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	55年度	根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の愛護及び管理に関する条例、狂犬病予防法他		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。						
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 犬・猫等に関する相談受付 犬・猫の忌避剤（木酢液）配布 犬のふん尿放置・放飼い、猫の餌やり・ふん尿悪臭等に対するマナープレートの配布 啓発パンフレットの配布 犬のこう傷事故届け出受付 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届け出受付 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 多頭飼育猫の不妊・去勢費用の助成 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施 						
経過	平成4年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始（平成12年度廃止、飼い主の責任のため）					
	平成20年度	飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始					
	平成21年度	飼い猫の不妊・去勢手術費用助成制度を再開（平成23年度終了）					
	平成24年度	多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始					
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふんなど、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 被害に関する苦情も増えていることから、地域としての対策を促すための支援事業を実施する必要がある。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	5,013	8,665	7,639	8,121	6,990	6,849	6,932	
決算額（26年度は見込み）	4,291	5,704	6,827	7,654	6,726	5,848		
人件費等	12,282	14,659	15,766	15,322	18,587	18,334		
減価償却費			6,536	6,998	7,261	8,112		
【事務分担量】（%）	145	180	225	225	225	240		
合計（+ +）	16,573	20,363	29,129	29,974	32,574	32,294	0	
特定財源								
国								
都	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	
医療保健政策区市町村包括支援事業								
その他								
一般財源	15,543	19,333	28,099	28,944	31,544	31,264	-1,030	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
プレート配布	545	538	660	709	583	504	800	
忌避剤配布	278	328	299	247	264	260	400	
犬のこう傷事故	5	11	6	4	11	11	7	
相談・苦情件数	297	390	288	280	296	288	288	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	動物関連講演会講師謝礼	53	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	5,279	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	6,200
消耗品費	犬の啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	404	需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	422	需用費	犬・猫啓発用プレート購入、犬・猫消臭忌避剤他	452
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	37	報償費	動物関連講演会講師謝礼	73	委託料	災害時ペット対策マニュアル作成委託	143
負担金及び交付金	猫不妊・去勢手術助成金	6,232	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	74	報償費	動物関連講演会講師謝礼	78
						役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	59

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	啓発事業(相談件数)	280	311	288	-	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	不妊去勢手術(助成件数)	587	432	355	443	-	飼い主のいない猫等不要な繁殖を抑制し屋外猫の被害緩和を図る。

問題点・課題 (指標分析)	<p>公園等での飼い犬の放し飼いや汚物の放置などマナーを守らない飼い主に対する啓発が必要である。飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への餌やりなどが猫による近隣の糞尿の悪臭を発生させる要因となっている。地域による取り組みを支援する為、猫の屋外での活動の適正管理活動等の支援事業を開始したが、当事業における登録活動団体の活動実績を地域にアピールし猫問題への関心を高める必要がある。環境課所管の「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」は、登録活動団体の活動を制限するものではないが未だに誤解があり、その活動に支障を来すこともあるため、引き続きPRしていく必要がある。災害時のペットの避難について、ペットの飼い主を含め、区民への啓発が必要である。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p> <p>犬のしつけ方教室 15区で実施</p> <p>猫の不妊去勢手術費用助成 21区で実施(中野区のみ未実施)</p> <p>猫の適正飼養ガイドライン 6区で策定(千代田、目黒、世田谷、練馬、杉並、墨田)</p>

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	<p>25年度の活動・あり方検討を踏まえて、不妊・去勢手術によって飼い主のいない猫の増加を抑え、屋外にいる猫の排泄物や鳴き声による被害件数の減少を図る。</p>	<p>災害時のペットの避難について、区報やホームページを通じて区民への啓発を行うとともに、各避難所に対して、ペットの同行避難について理解を求められるように説明等を行っていく。</p>

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	<p>ペットの適正飼育には、飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。</p> <p>飼い主のいない猫問題については、支援事業を継続して実施し、地域における理解を高めていく必要がある。</p>

<p>議会議決要旨</p>	<p>平成18年3定 生活に悪影響を及ぼす野良猫問題について</p> <p>平成19年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p> <p>平成20年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p> <p>平成21年1定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p> <p>平成25年3定 飼い主のいない猫の不妊・去勢費用助成について</p>
---------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-07	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	狂犬病予防対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	日下
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠法令等	狂犬病予防法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と集合予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。						
対象者等	生後91日以上の犬を飼養している区民						
内容	犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回、平成6年度までは毎年登録を更新） 狂犬病予防注射を集合会場方式で実施（毎年4月中旬、保健所、公園等延べ9カ所<5日間>） 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付、昭和59年までは、半年毎） 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 捕獲犬の拘留についての公示 犬の返還申請受付 手数料 狂犬病予防集合注射料金（獣医師会収入）・・・3,000円 登録手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・3,000円（再交付は1,600円） 注射済票交付手数料・・・・・・・・・・・・・・550円（再交付は340円）						
経過	昭和60年度	予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更					
	平成7年度	畜犬登録を毎年から生涯1回の実施に変更					
	平成14年度	畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用）					
必要性	狂犬病は克服された病気ではなく、国内において発生の危険性が全くないとは言えない。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 毎年4月中旬に狂犬病予防集合注射を実施している。犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、保健所のほか戸籍住民課及び各区民事務所で受付を行っている。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		767	875	992	953	891	866
決算額（26年度は見込み）		606	870	850	705	709	789	849
人件費等		7,200	4,886	7,674	7,456	8,674	5,713	
減価償却費				3,050	3,266	3,388	2,873	
【事務分担量】（%）		85	60	105	105	105	85	
合計（+ +）		7,806	5,756	11,574	11,427	12,771	9,375	849
特定財源	国							
	都							
	その他	畜犬登録手数料等	3,748	4,027	4,074	4,282	4,401	3,691
一般財源		4,058	1,729	7,500	7,145	8,370	5,684	-3,553
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	鑑札交付数（再交付含む）	719	787	748	707	622	613	1,000
	済票交付数（再交付含む）	3,954	4,574	4,753	4,845	4,864	4,870	6,500
	登録数	6,615	6,283	6,489	6,478	6,581	6,686	6,700

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
消耗品費	犬の鑑札・済票通知用紙・登録手数料票・済票交付票	185	役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	398	役務費	郵送料【集合注射・未注射犬通知】	434
役務費	郵送料（集合注射・未注射犬通知）	377	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	241	需用費	犬の鑑札・注射済票、その他消耗品	262
委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	使用料等	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	104
使用料及び賃借料	集合注射会場器材運搬用トラック借上げ	100	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	47	委託料	畜犬登録データのソフトウェア保守料	49
			償還金利息等	過年度畜犬登録過誤納還付	3			

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	登録数	6,478	6,581	6,686	6,700	-	
	予防注射接種率	0.747	0.737	0.726	0.77	1	済票交付数(再交付除く) / 登録数

（問題点・課題分析）	飼い犬の登録義務を怠っている飼い主がいるほか、登録していても予防注射を行っていない飼い主も多く、個別に注射をするよう働きかけているが、満足な成果が得られていないため現状を改善する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	登録数、予防注射接種率をさらに向上させるため、その他の対策(飼い主への啓発チラシ配布等)を引き続き検討し、実行する。	他区の実況を調査し、成功している事例を参考にしつつ、登録数、予防注射接種率の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	カラス対策事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	日下	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-02-01	カラス対策事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	13年度	根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	繁殖期（3月～7月）を中心に、区民に威嚇等、危険を及ぼす可能性のあるカラスの巣を撤去及び落下した雛の回収を行い、カラスによる威嚇・攻撃等の被害の軽減を図る。						
対象者等	カラスによる威嚇、攻撃等の被害を受けている区民						
内容	区内において、カラスによる威嚇、攻撃等の被害が発生した場合、その原因となっている営巣の撤去、並びにこれに伴うカラスの雛、卵の捕獲、回収ほか、カラス被害の防止方法等の指導を行う。公園や街路樹の営巣は道路公園課で対応する。						
経過	平成12年度	区民からの相談、苦情に対し、忌避方法や駆除業者を紹介、カラス講演会の実施、区報カラス特集号を発行					
	平成14年度	委託による営巣撤去、カラス等の回収のほか、軽易な場合は有害鳥獣捕獲許可を受けた職員で対応					
	平成16年度	都はH12年度から都民の相談に応じた巣の撤去事業を行ってきたが、当初より計画年度を3年と定めており、当年度をもって営巣撤去事業を終了					
必要性	都の捕獲作戦により平成13年度以降都内の生息数は概ね減少傾向にあるが、住宅密集地の荒川区では、日常生活の場でカラスの営巣に遭遇することがある。営巣を守ろうとするカラスの威嚇や攻撃は地域住民に向けられる。このような危険から区民の安全を守るため、本事業を継続する必要がある。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 区民からの相談を受けた生活衛生課職員が営巣個所を調査し、危険と判断した場合には、駆除委託業者に依頼し、巣の撤去及びヒナ等の捕獲を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,664	1,906	1,463	1,258	1,169	1,169	902	
決算額（26年度は見込み）	1,447	1,057	949	647	694	515	902	
人件費等	3,388	2,443	2,023	1,966	2,478	3,074		
減価償却費			872	933	968	1,690		
【事務分担当】（%）	40	30	30	30	30	50		
合計（+ +）	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	5,279	902	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	4,835	3,500	3,844	3,546	4,140	5,279	902	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
巣の撤去/個（直営による撤去も含む）	68	53	57	42	41	32	47	
ヒナ回収/羽（巣のヒナ、落下ヒナ）	77	48	36	53	41	40	43	
卵回収/個	64	76	67	22	77	32	55	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	カラス等回収業務	694	委託料	カラス等回収業務	515	委託料	カラス等回収業務	902

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	巣の撤去／個 (直営による撤去も含む)	42	41	32	47		
	ヒナ回収／羽 (巣のヒナ、落下ヒナ)	53	41	40	43		
	卵回収／個	22	77	32	55		

（問題点・課題 分析）	<p>本事業の目的は、繁殖期のカラスによる攻撃等の被害に対処するものであり、個体数の減少を積極的に企図するものではない。カラス問題の原因は、ゴミ問題等、人間の影響による異常な繁殖によるものであり、根本的な対策としては、環境問題として総合的な見地から改善に取り組む必要がある。</p> <p>異常なえさやりにより、カラスの集積を招いている地域がある。環境課と連携し、良好な生活環境を確保するため、改善に取り組む必要がある。場合によっては、「荒川区良好な生活環境の確保に関する条例」の適用も検討する。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p> <p>対応方法は、直営、委託、補助金等、各区で異なっている。</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
区民へのゴミ出しルールの徹底を踏まえて、苦情等の件数の減を目指し、社会の中で共生するカラスの個体数の適正化が図れるようにする。	カラスの営巣を防ぐため、樹木のせん定を行うよう周知するとともに、カラスの集積や異常な繁殖を防ぐため、無責任な餌付けを行わないよう周知する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	鳥獣保護法の精神を踏まえつつ、区民の安全を守るため、今後も継続していく必要がある。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-09	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	薬事監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	高瀬	内線	421		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-01	薬事監視事務費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	9年度	根拠法令等	薬事法、薬剤師法、麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、毒物及び劇物取締法等			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚せい剤原料を取り扱う業者及び毒物や劇物の販売・取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、家庭用品に使用されている化学物質による健康被害の発生防止を図る。						
対象者等	薬局開設者、医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）者、管理医療機器販売業・賃貸業者、毒物劇物販売業者、毒物劇物業務上取扱者						
内容	1 薬局及び医薬品販売業（卸売販売業・配置販売業を除く）に対する許可及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び医薬品販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 管理医療機器販売業・賃貸業の届出受理及び監視指導 6 麻薬小売業者（薬局）に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 7 向精神薬小売業者・卸売業者の監視指導 8 薬局に対する覚せい剤原料の取扱いに対する監視指導 9 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 10 規制対象の家庭用品の試買検査の実施、基準違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導						
経過	平成9年度 医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の業務が区に移管 平成12年度 地方分権一括法及び都区制度改革により、毒物・劇物の販売業の登録と監視指導及び有害物質を含有する家庭用品の監視指導が区に移管。薬事関連の都事務が特例条例により区に移管。 平成17年度 特例条例により、薬事法等に基づく薬局、薬種商、管理医療機器販売業・賃貸業に関する10事業、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区に移管 平成21年度 平成18年に公布された改正薬事法（医薬品販売制度の改正等）が6月1日より全面施行。 平成24年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、毒物劇物業務上取扱者に関する事業が区の権限となる。また改正薬事法全面施行から3年間の移行期間が平成24年5月31日で終了。 平成25年度 平成23年に公布された地域主権改革推進関連法により、薬局等に関する事務が区に移管。 平成26年度 平成25年に公布された改正薬事法（特定販売の制度改正等）が6月12日から施行。						
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入りにより保管管理等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去した医薬品、採水したシアン排水、試買した家庭用品は、東京都健康安全研究センター又は保健所検査室に検査依頼。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,724	1,939	1,916	1,923	1,662	1,714	1,673	
決算額（26年度は見込み）	1,593	1,166	1,235	1,256	1,197	981	1,673	
人件費等	18,634	17,916	19,184	18,208	17,348	18,297		
減価償却費			6,391	6,687	6,777	7,436		
【事務分担量】（%）	220	220	220	215	210	220		
合計（+ +）	20,227	19,082	26,810	26,151	25,322	26,714	1,673	
特定財源								
国								
都								
その他	衛生手数料	983	1,265	1,478	1,582	1,221	754	807
一般財源		19,244	17,817	25,332	24,569	24,101	25,960	866
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	薬局・医薬品販売業等監視件数	153	181	211	230	221	205	219
	毒物劇物販売業等監視件数	110	78	79	62	66	102	77
	家庭用品試買検体数	40	39	40	39	39	37	37

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	家庭用品試買検査、図書、事務用消耗品他	258	委託料	試験検査委託	685	委託料	試験検査委託	1,204
役務費	通知、周知用郵券	39	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	212	需用費	家庭用品試買検査、消耗品等	352
委託料	試験検査委託	870	役務費	通知、周知用郵券	54	役務費	通知、周知用郵券	87
負担金補助及び交付金	薬事衛生講習会分担金、9区7区7薬事講習会分担金	30	負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30	負担金補助等	合同薬事講習会分担金	30

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	薬事監視指導率(%)	70	74	69	71	71	立ち入り監視指導数 / 施設数（管理医療機器除く）
	毒物劇物監視指導率(%)	34	38	58	43	43	立ち入り監視指導数 / 施設数

問題点・課題 （指標分析）	平成25年12月13日に薬事法及び薬剤師法の一部を改正する法律が公布された。医薬品のインターネット販売の解禁等医薬品販売制度の改正であり、平成26年6月12日から施行される。また、平成25年11月27日、薬事法等の一部を改正する法律が公布された。これは、法律の名称を含めた改正であり、公布後1年以内に施行される（11月施行予定）。さらに平成25年6月14日に公布された地域主権改革推進関連法により、平成27年4月1日より、高度管理医療機器販売業等に関する事務が区へ移管されることとなっている。
	以上より、平成26年度内に法令の施行に基づく条例及び規則改正等を3回実施する必要がある。また、法改正により医薬品販売制度が改正されるため、薬局等薬事法関連業者に対する監視指導も強化する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	薬局・医薬品販売業者への立入検査を行い、改正薬事法により規定された事項を重点的に指導し、法令遵守を徹底させる。	平成27年4月1日より、高度管理医療機器販売業・賃貸業に関する業務が区に移管されるため、当該事業者への監視指導を適切に実施する。
	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、保管庫の施錠の徹底等盗難防止措置について、重点的に監視指導を行う。	毒物劇物販売業者・業務上取扱者への立入検査を実施し、譲渡手続きや保管庫の施錠等の盗難防止措置について、監視指導を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ的確な対応を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-10	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	環境衛生監視事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	大島	内線	426		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		02-02-01	環境衛生監視事務費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠	興行場法, 旅館業法, 公衆浴場法, 理容師法, 美容師法, クリーニング業法他 4 法, 各条例要綱等			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保することにより、公衆衛生の向上に資することを目的とする。						
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・経営者及び届出者等						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境衛生関係営業施設に対する許可・確認、監視指導及び衛生上の助言 2 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物など、非営業施設への衛生指導及び助言 3 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 4 環境衛生関係施設の立入検査時に各種理化学・細菌検査を実施 5 社会福祉施設などにおけるレジオネラ症対策として、浴槽水等の水質検査及び維持管理に関する助言 						
経過	<p>昭和50年度 保健所の区移管により、環境衛生関係業種の許認可及び監視指導を実施。</p> <p>昭和58年度 建築物の衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の事務(述べ床3,000~5,000㎡の施設)が区長に委任。</p> <p>平成8年度 温泉法の事務（利用許可関係）が区長に委任。</p> <p>平成12年度 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管、環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる。建築物衛生法の述べ床5,000~10,000㎡の施設が区に移管。</p> <p>平成24年3月 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの条例制定、興行場条例改正。</p>						
必要性	法令に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 環境衛生監視員が実施する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,451	1,352	1,060	1,162	1,004	1,057	1,022	
決算額（26年度は見込み）	1,174	1,116	666	743	765	636	1,022	
人件費等	30,492	29,318	31,392	29,642	29,740	31,767		
減価償却費			10,458	10,885	11,618	13,351		
【事務分担量】（%）	360	360	360	350	360	395		
合計（+ +）	31,666	30,434	42,516	41,270	42,123	45,754	1,022	
特定財源	国							
	都							
	その他	衛生手数料	955	930	707	654	703	613
一般財源	30,711	29,504	41,809	40,616	41,420	45,141	359	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	環境衛生施設の許認可届出数	28	60	36	31	35	33	-
	環境衛生施設の監視指導数	715	669	544	516	414	690	-

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	財務書類審査謝礼	0	需用費	各種検査材料費、消耗品等	552	需用費	各種検査材料費、消耗品等	841
一般需用費	各種検査材料費、消耗品等	686	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	60	負担金補助等	衛生管理合同講習会分担金	70
役務費	各種通知用郵便料、粉じん計較正	46	役務費	郵便料、粉じん計の較正	24	報償費	財務書類審査謝礼	63
負担金補助及び交付金	第2ブロックビル衛生管理講習会分担金	33	報償費	財務書類審査謝礼	0	役務費	郵便料、粉じん計の較正	48

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	監視指導率（％） （理容・美容・クリーニング）	43	25	73	60	60	立ち入り監視指導数/施設数
	監視指導率（％） （興行場・公衆浴場・旅館等）	144	151	159	150	150	立ち入り監視指導数/施設数
	レジオネラ属菌検査(検出率%)	3	1	4	2	1	検出数/検体数（再検査を除く）

（問題点・課題分析）	理容所・美容所の一部店舗で、器具の消毒や分別が徹底されていない。 入浴施設等でレジオネラ属菌が検出されており、引き続き監視指導や助言が必要である。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
不適事項が多く、改善の見られない施設に対しては、文書の交付、指導回数増、立入検査周知期間の設定など、指導内容を工夫し改善を図る。	改善が見られない施設及び長期に懸案となっている施設等については、環境衛生監視員が複数で指導方法を工夫するなど積極的に関与し、問題の解消に向けて改善を図る。
レジオネラ属菌検出施設に対しては、複数の監視員が現場で具体的な指導助言を行うなど、指導内容を工夫し改善を図る。	レジオネラ属菌が1000CFUを超えて認められた施設に関しては、浴槽等の使用自粛を求めているが、消毒等設備改善後の再開に関して、営業者の負担を軽減するため、遺伝子法の導入を図る。
検査結果や管理実態を分析し、費用対効果の高い衛生管理方法を助言できるようにする。	平成25年度の美容所とクリーニング所の一斉監視では他事業繁忙で監視間隔が開いたため、廃業等大幅な施設の変化及び美容所での消毒の不適が目立った。3年に1回以上の定期的監視に取り組む。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法律や特例条例に基づく事務であり、引き続き実施する必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-11	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住まいの衛生支援事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	
			担当者名	大島	内線	426	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-02-02	住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、地域保健法		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみ・昆虫が媒介する感染症の発生を予防するとともに、発生時の蔓延防止を図る。 ・スズメバチ等、身体に重大な危害をおよぼす害虫から区民を守る。 ・快適な居住環境の確保を図る。 						
対象者等	ねずみ、衛生害虫、ダニ・カビ・シックハウス等で困っている区民						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 害虫等の駆除 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によりボウフラの駆除を行う。スズメバチは人体に重大な危害をおよぼす場合があるので、スズメバチの巣の撤去を行う。 2 ねずみ駆除・防除 冬季に一斉駆除月間を設け区民に薬剤を配付するとともに、ねずみ退治講習会を開催する。 3 一般相談 ねずみや衛生害虫の駆除防除、居住環境（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての助言を行う。また、必要に応じて器材の貸し出し等を行う。 4 動物由来感染症発生時、災害時等の対応 事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等により、ねずみや衛生害虫を駆除する。 						
経過	<p>平成8～13年度 住まいのダニ診断実施</p> <p>平成11～13年度 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直した。動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等</p> <p>平成13～18年度 室内空气中化学物質（シックハウス関係）の測定実施</p> <p>平成15年度～ 住まいのダニアレルギー検査を開始</p> <p>平成20年度 事務事業「そ属害虫駆除費」を統合</p>						
必要性	ねずみや害虫、居住環境が区民の日常生活に及ぼす影響は大きいため、区民を支援する必要がある。また、動物が媒介する感染症への対策としても効果が期待できる。						
実施方法	<p>（ 直営 一部委 ） （ 直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員 ）</p> <p>7月～9月に、業者委託により雨水枡等に薬剤の投入を行いボウフラを駆除する。職員が相談を受け、助言、器具貸与、機材提供を行う。必要に応じて現場調査と改善活動を行う。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		4,085	4,577	6,739	6,505	6,268	6,864
決算額（26年度は見込み）		3,311	3,001	5,537	5,240	5,259	5,707	6,707
人件費等		7,623	7,329	7,848	7,622	8,674	8,733	
減価償却費				2,615	2,799	3,388	3,549	
【事務分担量】（%）		90	90	90	90	105	105	
合計（+ +）		10,934	10,330	16,000	15,661	17,321	17,989	6,707
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	10,934	10,330	16,000	15,661	17,321	17,989	6,707
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	ねずみ・害虫相談件数	747	607	749	625	703	642	-
	ボウフラ駆除薬剤投入	21,830	22,661	21,421	20,544	20,591	21,781	-
	殺そ用薬剤配付数	18,325	17,396	15,232	14,212	13,474	13,194	-

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤報酬	2,183	報酬	非常勤報酬	2,190	報酬	非常勤報酬	2,194
需用費	住まいの検査材料費等	1,308	需用費	住まいの検査材料費等	1,337	需用費	住まいの検査材料費等	1,470
委託料	害虫駆除作業委託他	999	委託料	害虫駆除作業委託他	963	委託料	害虫駆除作業委託他	1,292
賃金	衛生害虫業務臨時職員	0	賃金	衛生害虫業務臨時職員	428	賃金	衛生害虫業務臨時職員	872
報償費	ねずみ駆除事業謝礼	371	報償費	ねずみ駆除事業謝礼	367	報償費	ねずみ駆除事業謝礼	408
共済費	社会保険料（非常勤）	304	共済費	社会保険料（非常勤）	308	共済費	社会保険料（非常勤）	312
役務費	郵便料、ねずみ駆除薬等配送	94	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	114	役務費	郵便、ねずみ駆除薬等配送	129

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	殺そ用薬剤配布実施率（%）	75	84	94	95	95	配付数/計画数（配付数）
	ボウフラ駆除薬剤投入実施率（%）	82	82	91	95	95	投入数/計画数（投入数）
	相談件数（件）	625	703	642	-	-	ねずみ・害虫相談件数

（問題点・課題分析）	1 蚊が媒介する感染症(デング熱、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など)の発生が危惧されている。
	2 区民からの相談では、ハチ（約200件/年）とねずみ（約250件/年）が多い。殺そ剤に抵抗性のあるねずみへの対応や高齢者・要介護者宅におけるねずみや疥癬等の対策が課題になっている。
	3 区内でトコジラミの相談が増える傾向にある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
町会衛生部との協働により、蚊の発生を減少させる具体策を検討する。	第4類感染症患者の発生時における、感染症予防係と環境衛生係の連携をより詳細に確認し、海外旅行者の増加に伴うデング熱等の輸入症例の増加やレジオネラ症等にも対応する。
高齢者福祉課・障害者福祉課・環境課と連携して、不衛生住宅などの発生源対策を充実する。	蚊やネズミ等の対策においては、保健所のみが対応するのではなく、区の施設管理者等に対し、適切な講習及び薬剤の提供等を通して、区全体でも対応できるシステムにする。
社会情勢の変化を捉え、健康に大きな影響を及ぼす衛生害虫についての広報を充実する。	これまでにないマダニなどの害虫の出現や、耐薬品性の強いトコジラミの出現などに対し、情報を適切に収集し、区民に対応策等をホームページなどを利用し、情報提供を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	引き続き、害虫やねずみによる被害を防止し、居住環境の改善を図ることにより区民が快適に暮らせる環境づくりに取り組む必要がある。

（要質問状）	平成10年3定	薬剤散布の見直しについて
	平成12年4定	シックハウス症候群対策の強化について
	平成13年2定	化学物質、シックスクール症候群について
	平成13年3定	ねずみ駆除剤の配布について
	平成21年2定	化学物質使用を減らす対策について

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-12	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	食の安全・安心対策	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	岩田	内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		02-03-01	食の安全・安心対策				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	区内事業者が製造・調理した食品及び流通食品等の細菌・化学検査を効果的・効率的に実施し、必要に応じ適切な行政措置を講ずる。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会ははじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者						
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査の結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する等の適切な対応を図る。 2. 収去検査：食品取扱い店舗の食品に対して実施した、細菌・化学検査等の結果を踏まえて、違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。 3. 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーやルミテスター等を活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。 4. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。 						
経過	<p>平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準の設定</p> <p>平成24年度 ・牛の肝臓の基準の設定</p> <p> ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正</p> <p>平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正</p> <p> ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）</p>						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食品、ふん便等の検査は、保健所保健予防課検査室または、東京都健康安全研究センターで実施。 2. 講習会は、職員等が講師となって実施し、区民からの依頼講習会にも積極的に対応。 						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	7,308	7,096	7,379	7,293	5,403	5,403	5,389	
決算額（26年度は見込み）	7,223	4,519	5,955	5,083	4,598	3,994	5,389	
人件費等	36,590	19,789	42,728	43,361	39,249	53,920		
減価償却費			14,253	15,923	18,136	23,897		
【事務分担量】（%）	432	243	490	512	562	707		
合計（+ +）	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	81,811	5,389	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	43,813	24,308	62,936	64,367	61,983	81,811	5,389	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
区検査室（化学検査：項目数）	81	75	1,250	1,634	1,621	1,220	1,710	
区検査室（細菌検査：項目数）	181	193	1,080	1,440	1,318	1,080	1,725	
都健康安全研究センター（委託：検査数）	421	165	324	173	124	196	182	
講習会数	67	50	55	52	52	50	50	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	収去及び簡易検査用消耗品（試薬、培地等）	3,291	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,133	需用費	収去及び簡易検査用消耗品	3,571
	講習会通知	123	委託料	試験検査物の委託	665	委託料	試験検査物の委託	1,556
役務費	食中毒・食糧・違反品検査（東京都健康安全センター委託）	1,100	役務費	講習会通知等郵券	112	役務費	講習会通知等郵券	175
委託料	ネット版食品衛生関係法規集及び食品表示マニュアル	84	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	84	使用料等	ネット版食品衛生関係法規集等	87
		0						
使用料及び賃借料		0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値（27年度）	
標	収去検査（化学）の不適合率%	0	0	1	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	収去検査（細菌）の不適合率%	16	15	15	10	10	法違反又は東京都指導基準等の不適合率
	講習会実施数	52	52	47	50	50	

（問題点・課題分析）	<p>1. 食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策は、区民の健康危機管理上、重要な課題である。</p> <p>2. 少量感染の食中毒が増加しているのを受け、正確な情報を事業者や消費者に伝える。</p> <p>3. 区内事業者の食品衛生自主管理の推進を図るため、必要に応じて、製品の自主検査を指導する。</p> <p>4. 収去検査において不適だった施設の改善を図るため、必要に応じて立入りを行い指導する。</p>
	<p>他区の実況</p> <p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
食中毒予防をはじめ食の安全・安心対策として正確な情報を講習会のみならず、区報やHP、最新情報の通知などを通じて、事業者や消費者に適切に周知する。	事業者や消費者に早く正確な情報を伝えるために、実用的でわかりやすい資料等の作成や、各種メディア等をさらに活用する。
製品の自主検査をはじめ、食品の取扱いや施設の管理など、今まで以上に自主管理を推進し、サポートも行う。	都の推進する自主管理認証制度をはじめ、HACCPの考え方に基づく自主管理をさらに推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	法や条例等に基づき、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業として重要であるため、引き続き計画的・効果的に実施する必要がある。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	許可・監視等業務	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	岩田
				内線	428		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	02-03-02	許可監視等業務					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	50年度	根拠	食品衛生法、食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、東京都食品安全条例等		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	01-02	健康危機管理体制の整備				
目的	食品衛生法の規定により、毎年度策定する「荒川区食品衛生監視指導計画」に基づき、事業者等に対して、監視指導（通常監視、夏期一斉・歳末一斉監視等）を行い、衛生管理の徹底を図る。						
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）						
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出等に関する許認可事務 2. 監視・指導 通常監視・指導 夏期一斉・歳末一斉監視 苦情・違反処理に伴う監視・指導 緊急監視・指導（広域流通違反食品等を対象） 3. アレルギー物質等の表示に関する相談や監視指導						
経過	平成23年度 ・生食用食肉（牛肉）の規格基準施行 平成24年度 ・牛の肝臓の基準設定 ・東京都ふぐの取扱い規制条例の改正 平成25年度 ・浅漬の衛生規範の改正 ・アレルギー物質を含む食品表示（カシューナッツ及びごま）の追加（推奨）						
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、事業施設の許可・監視や、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 1. 営業許可等の許可事務は、事前相談、図面審査、実地検査、改善確認等を実施。 2. 監視・指導は、各種基準、マニュアル等をもとに立入り検査や指導等を実施。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			1,241	1,078	166	160	148	140
決算額（26年度は見込み）			1,221	774	164	140	132	72	135
人件費等			18,295	19,789	22,672	21,258	18,799	21,038	
減価償却費					7,553	7,806	8,745	8,991	
【事務分担当】（%）			216	243	260	251	271	266	
合計（+ +）			19,516	20,563	30,389	29,204	27,676	30,101	135
特定財源	国								
	都								
	その他	衛生手数料	11,076	11,938	11,000	9,795		8,801	9,890
一般財源			8,440	8,625	19,389	19,409	27,676	21,300	-9,755
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	営業許可・届出件数		7,191	7,127	7,071	7,119	7,135	7,200	7,200
	新規・更新・届出件数		1,059	1,200	1,197	1,039	852	838	858
	許可・届出施設監視数		7,559	6,636	4,700	6,099	4,633	6,000	5,000
	苦情処理件数		92	59	46	43	31	50	50

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	132	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	72	需用費	薬品等、共同購入、図書、営業許可書他	135
	検査成績書通知等返信用	0						
役務費								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	監視率（％）	86	65	70	100	100	監視件数 / 営業許可・届出施設数
	表示監視品目数	4,665	7,721	1,6675	5,000	5,000	

（問題点・課題分析）	1．食品の多様化や時代に対応した法改正等を周知する。 2．食品表示法の施行等による正しい表示等を周知する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	法改正等について、適切な指導及び助言を行う。	関係部署とも連携しながら、事業者が速やかに対応していただけるように、適切な指導や助言を行う。
	食品表示法の施行に合わせて、適切な情報提供や、指導及び助言を行う。	関係部署とも連携しながら、事業者が速やかに対応していただけるように、適切な指導や助言を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	区民の食の安全を確保するため、法令に基づき継続する必要がある。

議（要旨）	況問状
-------	-----